

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 3月 17日提出

所 属	職 名	氏 名
法	教授	梶山 玉香
研 究 題 目	抵当権実行に関する基礎研究	
研 究 成 果 の 概 要	<p>1. 標記の研究課題に関連しては、学習コンメンタール（今春よりインターネット配信予定、近日出版予定）の抵当権に関する全規定の解説を担当した。同コンメンタールは、法科大学院生が授業時や独習時に適宜参照することを目的としたコンパクトな注釈書である。</p> <p>また、学術フロンティアの共同研究「ワールドワイドビジネス」の総括シンポジウムにおいて、EUにおける強制執行法制の統一、調和に向けた動きについて報告し、紀要に発表した（「ワールドワイドビジネスレビュー」に掲載予定）。EUでは、消費者法、環境法などさまざまな分野で法統一が進められる中、権利実現の最後の砦となる強制執行の分野での統一は遅れがちであるが、報告では、昨年に出された「債務者財産の透明性に関する緑書」を中心とし、国境を越えた強制執行ができるだけ債権者、債務者双方にとって負担の少ないものにするための方策を考えた。</p> <p>担保権収益執行手続に関する研究は、現在、論文にまとめているところである。</p> <p>2. 2007年度の研究課題であった「特別の教育ニーズに対する権利義務関係」に関連し、「在学契約上の配慮義務と履行請求権—特別支援教育からの示唆」同志社法学 322号（2009年3月末刊行予定）を完成させた。これは、学校が在籍児童・生徒に対し、どのような根拠に基づいて、どこまでの配慮をしなければならないかを検討したものである。従来、特殊教育の対象であるか否かを問わず、生活上あるいは健康上の配慮を要する生徒に対して、教師には一定の配慮義務が認められてきたこと、在学契約においては、特別支援教育で保護者の協力のもとに作成される「個別の指導計画」はもとより、学校と保護者との間で配慮に関する個別合意を認める余地があること、合意どおりの配慮がなされない場合には児童生徒側からの履行請求も認められることを明らかにした。</p>	